

湿地における生物移入に関するルールづくりについて

《湿地における希少種保護を目的とした生物移入の依頼事例》

●福岡県からの依頼事例

令和3年1月末に、福岡県から福岡県福津市でけがを負った希少な野鳥（オオヒシクイ）を放つ場所として、はばたき公園を利用できないかとの依頼があった。

●福岡市の対応

順応的管理計画〈暫定プラン〉で、「外部からの動物の移入は基本的にしない・させない方針とします。」(P12)としており、例外的な生物移入については具体的なルールがないため、野鳥の移入はお断りした。

《今後の生物移入に関するルールづくりの検討》

●今後の対応について

今後も、同様な依頼が来ることが予想されるが、下記の理由から、現時点では例外的な生物移入は行わないこととする。

- ①湿地エリアは、自然の成長を図る基盤整備を行っており、完成から2年しか経過しておらず自然が成長し始めた段階であるため、人為的な変化を試みる状況ではない。
- ②順応的管理計画に則った本格的な管理を次年度から始め、その計画内容のレビューもこれから実施するなか、現在の順応的管理計画に規定していない内容を検討する段階ではない。
- ③はばたき公園は多様な主体との共働を掲げているなか、市民共働による管理運営の準備段階であるため、市民意見が十分に反映できない。

なお、今後の状況で、生物移入に関するルールづくりが必要となった場合は、アドバイザーによる専門的意見を踏まえながら、検討していくこととする。